

安城市 | SUSTAINABLE GOALS
発展可能な持続可能な開発目標(SDGs)を推進しています。

市民参加条例について

【関連する資料】

- ・資料1
- ・市民参加のリーフレット

1

ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 安城

市民参加とは・・・

安城市

市民

平成23年4月 「安城市市民参加条例」施行

(目的)
第1条 この条例は、安城市自治基本条例（平成21年安城市条例第24号）第14条の規定に基づき、市民参加の基本的な事項を定めることにより、市民参加の推進を図り、もって**市民が主役の自治の実現**に寄与することを目的とする。

2

市民参加条例制定の背景①

（自治基本条例の前文（抜粋））

私たちは、**市民が主役の自治の実現**を目指し、ここに、安城市自治基本条例を制定します。

3

市民参加条例制定の背景②

◆自治基本条例(第14条)

市民参加と協働の推進を図るための基本的な事項については、別に条例で定めるものとします。

4

市民参加条例制定のねらい

市が市民参加の手法を用意することを
条例によって義務付ける



市民の市民参加の機会を
保障する



5

市民参加条例で定められていることは？

～市民参加の対象／除外事項～

市民参加の対象

- ① 市政に関する基本的な方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- ② 総合計画又は市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- ③ 広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- ④ 広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更

除外事項

- ① 軽易なもの
- ② 緊急なもの
- ③ 法令等の基準があるもの
- ④ 市内部の事務処理
- ⑤ 市税の賦課徴収に関するもの

たとえば・・・

- 災害や不慮の事態が起きて緊急性・迅速性が求められる場合
- 戸籍など法令等によって一定の基準が定められている場合

6

市民参加条例で定められていることは？

～市民参加の方法～

市民参加の方法

1 審議会

- 委員の公募
- 委員名簿の公表
- 会議の公開
- 会議録の公表等

審議会の情報は、安城市のホームページで随時お知らせします。

審議会は、傍聴することができます。
(非公開の審議会を除く)

2 パブリックコメント

パブリックコメントとは・・・？
市が公表した施策等の案に対し、市民から意見を求めて、その意見の概要及び市の対応を公表する制度です。

- 目的、意見の提出方法等の公表
- 意見提出期間は 30 日以上

3 市民説明会

参加者同士が問題解決のために議論や共同作業を行い、施策に対し理解を深めたり、意見を述べる研究会

4 ワークショップ

5 その他

アンケートなど

市民政策提案手続

- 市民自ら政策を提案できる制度
- 提出された提案について検討した結果を公表

7

市民参加条例で定められていることは？

～意見の集約①／広聴／見直し～

意見の集約

意見の取り扱い

- 総合的・多面的に検討します
- 検討結果の公表します

実施状況及び実施予定の公表

毎年度、市民参加の実施状況及び実施予定をとりまとめてホームページで公表します。

広 聴

- 市民の意向の把握に努めます
(手紙、電子メール、直接的な対話等)

見直し

- 社会情勢及び市民参加の状況に応じて条例を見直します

8

市民参加条例で定められていることは？

～意見の集約②／広聴／見直し～

市民参加の実施予定・実績及び評価結果について		
市民参加の実施状況の評価などを行うために設置された市民参加推進評価会議において、市が取り込む市民参加に対して評価をしていただいた結果を掲載しています。		
年度	予定	実績
令和7年度	評価結果(令和7年3月18日) 評価結果 (PDF: 1.07KB) 評価は、調査票(市民参加対象事項)のみを対象としています。	
令和7年度	資料 調査票 (市民参加対象事項) (PDF: 2.152KB) 調査票 (市民参加を求めない事項) (PDF: 1.78KB) 調査票 (審議会等の市民参加及び協議の開催状況) (PDF: 4.38KB)	令和8年6月頃に掲載予定です。
令和7年度	評価結果(令和6年3月19日) 評価結果 (PDF: 4.47KB) 評価は、調査票(市民参加対象事項)のみを対象としています。	評価結果(令和7年3月15日) 評価結果 (PDF: 1.66KB) 評価は、調査票(市民参加対象事項)のみを対象としています。
令和7年度	資料 調査票 (市民参加対象事項) (PDF: 1.648KB)	資料 調査票(市民参加対象事項) (PDF: 2.084KB)

9

市民参加条例で定められていることは？

～市民参加評価会議～

市民参加推進評価会議

審議事項

市民参加条例の
運用状況に関すること

市民参加条例の
見直しに関すること

市民参加の実施状況の
評価に関すること

その他市民参加の
推進評価に関すること

10人

公募市民、学識経験者等で構成

10

市民参加条例制定後の 市民参加の変化・向上



(1) 無作為抽出で市民を選出する方法の導入 ※アンケート以外 (平成23年度から)

例1) 市民参加パートナーバンクへの登録者募集
3,000人に郵送 → 119人(4%) 申込

例2) 第9次安城市総合計画策定のための
市民未来会議への参加者募集
3,000人に郵送 → 25人(0.8%) 申込

11

市民参加条例制定後の 市民参加の変化・向上



(2) 市長との茶話会 (平成23年度から)

お茶を飲みながら、和やかな雰囲気です市長と語り合う会

年度	平成							令和					
	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5
団体数	6	6	8	7	7	7	6	7	7	4	5	4	6

(3) eモニター制度 (平成24年度から)

インターネットと電子メールを利用した登録制のアンケート調査 (年間十数回アンケートを実施)

登録人数：1,031人(R7年度)

12

